

平成17年12月14日

1. 出席議員

1 番	徳 村	博 紀	12 番	岩 吉	泰 彦
2 番	伊 東	茂	13 番	井 手	常 道
3 番	福 井	正	14 番	青 木	幸 平
4 番	水 頭	喜 弘	15 番	中 村	清
5 番	橋 爪	敏	16 番	谷 口	良 隆
6 番	山 口	瑞 枝	17 番	中 島	邦 保
7 番	中 村	雄一郎	18 番	吉 田	正 明
8 番	橋 川	宏 彰	19 番	谷 川	清 太
9 番	森 田	峰 敏	20 番	松 尾	征 子
10 番	北 原	慎 也	21 番	中 西	裕 司
11 番	寺 山	富 子	22 番	小 池	幸 照

2. 欠席議員

な し

3. 本会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	田 中	義 明
局 長 補 佐	坂 本	芳 正
管 理 係 長	迎	英 昭

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	桑	原	允	彦
助	役	出	村	素	明
総務部	長	唐	島		稔
市民部	長	坂	本	博	昭
産業部	長	山	本	克	樹
建設環境部	長	江	頭	毅	一郎
企画課	長	北	村	建	治
総務課	長	北	村	和	博
財政課	長	藤	田	洋	一郎
市民課長兼 選挙管理委員会事務局長		中	村	和	典
税務課	長	北	御門	敏	則
福祉事務所	長	迎		和	泉
保険健康課	長	井	手	讓	二
農林水産課	長	平	石	和	弘
商工観光課	長	福	岡	俊	剛
都市建設課	長	中	川		宏
環境下水道課	長	藤	家	敏	昭
まちなみ活性課	長	松	浦		勉
水道課	長	井	手	清	治
会計課	長	森		久	幸
教育	長	小	野原	利	幸
教育次長兼庶務課長		中	橋	孝	司郎
生涯学習課長兼中央公民館長		中	村	博	之
同和対策課長兼 生涯学習課参事		谷	口	秀	男
農業委員会事務局長		一	ノ瀬	健	二
監査委員		江	口		徹

---

## 平成17年12月14日（水）議事日程

開 議（午前10時）

- |       |  |
|-------|--|
| 日程第1  | 議案の追加上程（市長の提案理由説明）   |
| 日程第2  | 議案第81号 平成17年度鹿島市一般会計補正予算（第4号）について（質疑、討論、採決）                        |
| 日程第3  | 議案第82号 平成17年度鹿島市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について（質疑、討論、採決）                 |
| 日程第4  | 議案第83号 平成17年度鹿島市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について（質疑、討論、採決）                  |
| 日程第5  | 議案第84号 平成17年度鹿島市老人保健特別会計補正予算（第2号）について（質疑、討論、採決）                    |
| 日程第6  | 議案第85号 平成17年度鹿島市給与管理特別会計補正予算（第1号）について（質疑、討論、採決）                    |
| 日程第7  | 議案第86号 平成17年度鹿島市水道事業会計補正予算（第2号）について（質疑、討論、採決）                      |
| 日程第8  | 議案第87号 佐賀縣市町村交通災害共済組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更に係る協議について（質疑、討論、採決） |
| 日程第9  | 議案第88号 佐賀県自治会館組合を組織する地方公共団体の数の減少に係る協議について（質疑、討論、採決）                |
| 日程第10 | 議案第89号 佐賀縣市町村消防団員公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の減少に係る協議について（質疑、討論、採決）       |

---

### 午前10時 開議

#### ○議長（小池幸照君）

おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

日程は、お手元の日程表どおりといたします。

この際、事務局長をして諸般の報告をいたさせます。

#### ○議会事務局長（田中義明君）

諸般の報告をいたします。

本日、市長から議案4件の追加提出がありました。議案番号、議案名は、お手元に配付いたしました。議案書（その2）の目次に記載のとおりであります。

以上で諸般の報告を終わります。

#### 日程第1 議案の追加上程（市長の提案理由説明）

##### ○議長（小池幸照君）

それでは、日程第1．議案の追加上程であります。

議案第90号から議案第93号までの4議案を一括して上程いたします。

市長の提案理由の説明を求めます。桑原市長。

##### ○市長（桑原允彦君）

おはようございます。本定例会に提案いたしました議案につきましては、慎重に御審議いただいておりますことに厚くお礼を申し上げます。

本日、追加提案いたします議案は、公共的施設の整備計画2件、一部事務組合の規約変更2件でございます。

それでは、提案理由の要旨を御説明いたします。

まず、議案第90号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画について申し上げます。

この計画は、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律の規定に基づき、中木庭辺地に係る公共的施設の総合整備を図るものであります。

現在、当地域に建設されております県営中木庭ダムが平成19年3月に完成することにより、その周辺の整備を図り、当地域の活性化を目的として総合整備計画を策定するものでございます。

次に、議案第91号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について申し上げます。

広平地区住民の産業の生産性や利便性の向上を図るため、広平辺地に係る公共的施設の総合整備計画を、平成8年度から今年度まで10年間の計画を策定し、現在、当地域内の市道中川内～広平線の改良、舗装工事を行っております。

しかし、事業を進めていく中で、地形的に切り立った山が多く、当初概算による事業計画以上に道路掘削及びコンクリート構造物等がふえて、工事費が増大しました。

また、道路改良に伴う河川つけかえがあり、護岸工の変更及び施工延長の増により、全体事業費の増と事業実施期間の延長が必要となったため、総合整備計画の変更をするものでございます。

次に、議案第92号 杵藤地区広域市町村圏組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更に係る協議及び議案第93号 鹿島・藤津地区衛生施設組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更に係る協議について一括して申し上げます。

これは、市町村合併に伴い、各組合を組織する地方公共団体の数の減少、組合規約の変更を行う必要性が生じたものでございます。

以上、追加提案いたしました議案の説明を終わりますが、詳細につきましては、御審議の際、担当部長または課長が説明いたしますのでよろしくお願い申し上げます。

○議長（小池幸照君）

お諮りいたします。議案第81号から議案第89号までの9議案は、会議規則第36条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

御異議ないものと認めます。よって議案第81号から議案第89号までの9議案は、委員会付託を省略することに決しました。

日程第2 議案第81号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第2．議案第81号 平成17年度鹿島市一般会計補正予算（第4号）についてであります。

当局の説明を求めます。藤田財政課長。

○財政課長（藤田洋一郎君）

議案第81号 平成17年度鹿島市一般会計補正予算（第4号）について御説明を申し上げます。

別冊の平成17年度鹿島市一般会計補正予算（第4号）をごらんください。

今回の補正は、国・県補助事業、単独事業などの事業費確定に伴うもののほか、事務事業の確定見込みによる増減調整などを中心に編成をいたしております。

補正予算書1ページをごらんください。

第1条、第1項、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ49,236千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出11,463,095千円といたしております。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及びその金額は、2ページから7ページまでの「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

第2条 地方債の変更は、8ページの「第2表 地方債補正」のとおりでございます。

2ページから7ページの説明は省略いたします。

8ページをごらんください。

第2表 地方債補正につきましては、辺地道路整備事業債を起債枠の追加配分により増額し、住民税等減税補てん債につきましても、起債許可額の確定から増額をいたしております。

それでは、補正の内容につきまして、補正予算説明書に基づき御説明を申し上げます。

9ページから11ページの説明は省略いたします。

12ページをごらんください。

歳入でございますが、1目の農林水産業費分担金と次のページの1目．民生費負担金につきましては、説明欄の各事業費の確定見込みによる増減調整でございます。

14ページをごらんください。

1目．総務使用料につきましては、乙丸住宅敷地の一部を駐車場用地として貸し付けているところから、その使用料を増額いたしております。

15ページから19ページまでの国庫支出金と県支出金につきましても、説明欄の各補助事業の確定見込みによる増減調整でございます。このうち主なものを申し上げます。

16ページをごらんください。

1目．民生費国庫補助金、2節．児童福祉費国庫補助金の説明欄の次世代ソフト交付金につきましては、三位一体の改革により今年度から創設されたものでございます。各種の子育て支援事業などにつきまして、市町村の自主性や裁量を尊重した柔軟な予算執行を可能とするため、従来の児童福祉費関連補助金が再編整理されたものでございます。

18ページをごらんください。

2目．民生費県補助金の3節．児童福祉費県補助金でございますが、先ほど申しました次世代ソフト交付金の創設に伴い、所要額を減額し、国庫支出金へ組み替えております。

20ページをごらんください。

3目．教育費寄附金につきましては、1節．保健体育費寄附金で東亜工機株式会社様からスポーツ振興への寄附を、3節．小学校費寄附金では有限会社m a t u u r a様から小学校への備品費の寄附をいただいたところから、それぞれ増額なり追加計上いたしております。

次のページの6目．雑入につきましては、説明欄の各事業につきまして過年度事業費の確定に伴う受益者からの精算金なり返還金を計上するほか、国道207号の道路改良に伴い鹿島駅前前の観光標識塔の移転補償費を追加いたしております。

22ページをごらんください。

市債につきましては、8ページ、第2表 地方債補正で御説明いたしましたとおり、起債枠の配分増なり起債許可額の確定などにより33,300千円を追加し、補正後の額を777,200千円といたしております。

以上で歳入の説明を終わり、歳出を御説明申し上げます。

歳出のうち、給与などの改定にかかわるものにつきましては、61ページからの給与費明細書に詳細を掲げておりますので、説明は省略し、それ以外の主なものについて御説明申し上げます。

24ページをごらんください。

1目．一般管理費につきましては、1節．報酬で特別職報酬等審議会開催経費を増額するほか、7節．賃金と11節．需用費につきましては、当初予算で一部留保しておりました部分につきまして、最終見込みにより増額といたしております。

6目．庁舎管理費では、冷暖房用の灯油の使用量自体は節減できているものの、原油価格の急騰による増額ということになっております。

7目．企画費では、総合計画の見直しに要する経費を増額いたしております。

12目．情報システム管理費は、財務会計用消耗品等を増額するため経費を組み替えております。

29ページをごらんください。

2目．諸統計費は、国勢調査など各種統計事業費の確定見込みによる増減調整でございます。

31ページをごらんください。

2目．身体障害者福祉費では、障害者自立支援法の制定に伴い、来年度から市町村で個人ごとの障害の程度を審査判定することとされております。そのため、8節．報償費から12節．役務費までその準備経費を計上いたしております。20節．扶助費では、説明欄の5事業経費を3月までの所要見込みにより増減調整をいたしております。

3目．知的障害者福祉費につきましては、5年に1回実施されます知的障害者基礎調査に要する経費を追加いたしております。

33ページをごらんください。

1目．高齢者福祉総務費につきましては、11節．需用費で老人福祉センター管理用の重油の単価が急騰したことに伴い燃料費を増額するとともに、センター浴室の排水管の漏水修理費を追加いたしております。20節．扶助費では、養護老人ホームの入所者数の増加により措置費を増額し、23節．償還金利子及び割引料では、16年度在宅福祉事業費の精算返還金を計上いたしております。

34ページをごらんください。

1目．児童福祉総務費の19節．負担金補助及び交付金で、鹿島市在住者の方の金立養護学校放課後児童クラブ運営負担金を新規に計上いたしております。

2目．保育所運営費では、特別保育事業費の確定見込みによる増額でございます。

3目．保育所みどり園費では、年度途中から3歳未満児の入所人員が急増し、厚生省基準による保育士数が不足することとなったため、臨時保育士の賃金を追加いたしております。

4目．母子福祉費、5目．児童措置費につきましては、3月までの所要見込み額により、それぞれ増減調整をいたしております。

37ページをごらんください。

1目．保健衛生総務費では、来年の1月から杵藤広域圏内で小児夜間救急外来を実施することとなったため、その所要負担金を追加いたしております。

2目．予防費につきましては、65歳以上のインフルエンザ予防接種者が急増していること、また、法改正により風疹と麻疹については今年度中に未接種者の予防接種を実施する必要が生じたため、所要額を増額いたしております。しかし、目全体では、日本脳炎の予防接種を今年度は中止したところから減額補正となっております。

3目．老人保健費では、保健センター備品の修理費を追加するほか、郵送料の増加に伴い、

経費の組み替えを行っております。

41ページをごらんください。

3目．農政事業費と4目．農業振興費につきましては、説明欄に記載しております各補助事業費の確定に伴う増減調整でございます。

42ページをごらんください。

5目．園芸振興費につきましては、補助事業費の確定に伴い、19節．負担金補助及び交付金でタマネギ収穫機の購入助成経費を追加し、23節．償還金利子及び割引料では、過年度補助金の精算返還金を追加いたしております。

7目．農地整備費は、団体営基盤整備事業で実施しております音成地区の圃場整備の事業費の確定見込みによる増減調整でございます。

次のページの1目．林業振興費では、11節．需用費で自然の館平谷の合併浄化槽の修理費を追加するとともに、23節．償還金利子及び割引料で説明欄の各事業費の過年度分の精算返還金を新たに計上いたしております。

44ページをごらんください。

1目．水産業振興費は、漁業経営構造改善事業に要する経費の組み替えでございます。

2目．漁港管理費につきましても、箱崎漁港の斜路の修繕に要する経費の組み替えでございます。

次のページの3目．観光費につきましては、祐徳バスセンターの敷地に設置している観光標識塔の撤去工事費でございます。

47ページをごらんください。

3目．道路新設改良費は、辺地債の配分増に伴う辺地道路整備事業費の追加並びに単独市道整備事業経費の組み替えでございます。

49ページをごらんください。

1目．河川総務費は、事業費の確定見込みによる経費の組み替えでございます。

50ページをごらんください。

1目．都市計画総務費は、公共下水道事業特別会計繰出金の事業費の確定見込みによる減額で、3目．都市下水路費は、南舟津ポンプ場沈砂池のしゅんせつ費の増額でございます。

52ページをごらんください。

1目．住宅管理費でございますが、浜の八宿住宅につきましては老朽化が激しく、安全面を考慮すると維持管理に相当の経費がかかることから、この際、入居者には別の市営住宅に移転してもらい解体することといたしましたので、移転に必要な経費を追加いたしております。

次のページの1目．常備消防費は、広域消防負担金の確定見込みに伴う増額で、4目．災害対策費では、台風14号に対する災害対策本部設置に伴う災害時超勤手当の計上と、消防本

部に設置しております防災行政無線遠隔制御装置の移転費並びに移動系無線局再免許申請業務費の追加などがございます。

54ページをごらんください。

2目．事務局費は、幼稚園就園奨励費補助金の確定見込みによる増額などがございます。

次のページの1目．学校管理費は、事業費の確定により、13節．委託料を減額するほか、有限会社m a t u r a様からの指定寄附を受け、鹿島小学校、浜小学校への備品費を追加いたしております。

56ページをごらんください。

2目．教育振興費につきましては、西部中学校女子駅伝チームの九州大会と全国大会への参加助成金を増額いたしております。

次のページの6目．文化財保護対策費でございますが、現在、浜地区の伝建地区指定に向けた取り組みを行っておるところでございますが、文化庁への申請用写真撮影費など必要経費を増額いたしております。

59ページをごらんください。

1目．保健体育総務費では、東亜工機株式会社様からの指定寄附を受け、体育協会へのスポーツ振興交付金を増額いたしております。

3目．学校給食費では、燃料費の単価増や調理用器械の修理費などを増額いたしております。

60ページをごらんください。

予備費につきましては1,579千円を減額し、補正後の金額を33,735千円といたしております。

61ページから給与費明細書、69ページに地方債の現在高調書を掲げておりますが、説明は省略させていただきます。

以上で平成17年度一般会計補正予算（第4号）の説明を終わりますが、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（小池幸照君）

質疑に入ります。5番橋爪敏君。

○5番（橋爪 敏君）

5番の橋爪でございます。2点ほどお伺いをしたいと思います。

8ページと、それから47ページに辺地道路整備事業ということで載っておりますが、きょうも議案第91号で提案があったわけでございますが、中川内～広平線の道路工事、現在のところ進捗率はどれくらいなっておるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

中川都市建設課長。

**○都市建設課長（中川 宏君）**

お答えいたします。

中川内～広平の進捗状況でございますが、83.8%になっております。

**○議長（小池幸照君）**

5番橋爪敏君。

**○5番（橋爪 敏君）**

先ほど申し上げましたように91号とも関連あると思いますが、完成年度ですね、これほどのように計画をされているのか、お伺いいたします。

**○議長（小池幸照君）**

中川都市建設課長。

**○都市建設課長（中川 宏君）**

お答えいたします。

今度追加議案でお願いしますように、ダムの周辺整備事業にも辺地債を利用するという形になっております。それで、今まで1年1億のベースでやってまいりましたけれど、ダムの周辺整備事業にも辺地を使いますので、あと6年延ばさせていただきたいと考えているところでございます。

**○議長（小池幸照君）**

5番橋爪敏君。

**○5番（橋爪 敏君）**

6年延びるということで答弁いただきましたが、広平集落の上の方に横断林道が通っております。横断林道までその計画がなっているのか、お伺いをいたしたいと思います。

**○議長（小池幸照君）**

中川都市建設課長。

**○都市建設課長（中川 宏君）**

お答えいたします。

今の計画では、広平の一番上の住宅があるところまでを考えております。ですから、横断林道までの計画は考えておりません。

**○議長（小池幸照君）**

5番橋爪敏君。

**○5番（橋爪 敏君）**

横断林道までは考えていないということでございますが、せっかく広平の集落までつくるわけですから、ぜひ今後、横断林道まで広い道路が行くように御検討をしていただくようお願いをしたいというふうに考えております。

それから、これに関連いたしましてお伺いしますが、金原から広平まではそういうことで

6年後、延びてできるわけですが、中川内の大野、広平の分岐から金原までがまだ非常に狭いわけですね。その辺の計画はどのように考えておられるのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

中川都市建設課長。

○都市建設課長（中川 宏君）

お答えいたします。

金原から皿山、三河内との交差点のところまでにつきましては、現在のところまだ検討をいたしておりません。計画をどうするかについての検討をいたしておりません。

○議長（小池幸照君）

5番橋爪敏君。

○5番（橋爪 敏君）

はい、わかりました。

それでは、2点目をお伺いしたいと思います、これ18ページに農林水産業費県補助金、これは歳入のところですけども、強い農業づくり交付金増額ということで、2,599千円増額をされておりますが、これは増額を含めて、総額では幾ら県の方から来ているのか、まずお伺いをしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

平石農林水産課長。

○農林水産課長（平石和弘君）

お答えをいたします。

これは交付金でございます、国の補助の2分の1でございますので、この倍額が事業費ということで、交付金額はここに記載しておりますとおり、2,599千円となっております。

以上でございます。（「これは増額ですね。2,590千円増額しておるわけでしょう。そいけんが、前に幾らあって、増額されて、総額幾らになるかということです」と呼ぶ者あり）  
済みません、お待ちください。

増額が2,625千円でございます、（「2,599千円でしょう」と呼ぶ者あり）2,599千円ですね。で、増額……（「前あったのは幾らかということ、足して幾らになるかということを知っているんですけど」と呼ぶ者あり）これは、全体額で……お待ちください。

○議長（小池幸照君）

藤田財政課長。

○財政課長（藤田洋一郎君）

橋爪議員の御質問にお答えいたします。

これはもともと生産振興総合対策事業ということで、園芸対策費といたしましてミカンのハウスの助成とか(298ページで訂正)、そういったものの事業を行っている費目でございます。

す。そういう中で、今 2,599千円と申しましたのは、これは増と減がございますので、基本的に補助金として増額になっているのは、今農林水産課長が申しましたように 2,625千円になっております。それで、従前の事業費が60,767千円ございました。これに 2,625千円の今回のアスパラの導入助成経費を足しまして、総額といたしまして、この事業費といたしましては63,392千円となっております。

○議長（小池幸照君）

5 番橋爪敏君。

○5 番（橋爪 敏君）

総額では63,390千円ということですが、次に42ページの歳出の方でお伺いをしたいと思います。

42ページに、今の強い農業づくり交付金、タマネギ収穫機導入が 2,625千円ということここでここに計上されておりますが、総額63,000千円来た中で 2,625千円だけがタマネギの収穫機の導入に充てられたか、その辺をお伺いしたいと思います。ほかには何かないかですね。

○議長（小池幸照君）

平石農林水産課長。

○農林水産課長（平石和弘君）

お答えをいたします。

全額ともタマネギの収穫機の導入経費でございます。（「60,000千円総額がある中に、タマネギに幾ら入れたかと。これだけかと、ほかにはないかと」「それから、増額分の中でタマネギに幾ら入れたかと」と呼ぶ者あり）

全体の中で事業費が、先ほど財政課長が申し上げましたように、アスパラの選果機とかもろもろ合わせたところでの当初計画がございましたけれども、今回、2,599千円というのは全額タマネギの収穫機に要する経費でございます。（「それはそうだけど、ほかに、63,000千円のうちに、ほかにタマネギの収穫機にやっていないかということ」と呼ぶ者あり）それはございません。今回がタマネギの分については初めてでございます。

以上です。

○議長（小池幸照君）

5 番橋爪敏君。

○5 番（橋爪 敏君）

タマネギ収穫機導入の助成ということで 2,625千円計上されておりますが、タマネギ収穫機は大体 1,000千円ぐらい1機すると思いますが、それじゃ補助率がどれくらいされているのか、そして何機導入されたのか、まずお伺いしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

平石農林水産課長。

○農林水産課長（平石和弘君）

お答えをいたします。

補助率は2分の1でございます。で、導入台数は4台でございます。

以上です。

○議長（小池幸照君）

5番橋爪敏君。

○5番（橋爪 敏君）

補助率が2分の1で今回4台ということでございますが、今のタマネギの振興も相当JAではされておられるわけですが、今までタマネギの収穫機が総体で何台ぐらい入っているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

平石農林水産課長。

○農林水産課長（平石和弘君）

既存の導入台数ですけれども、収穫機が12台となっております。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

5番橋爪敏君。

○5番（橋爪 敏君）

それでは、これに関連してお伺いをしたいと思いますが、今タマネギ収穫機も12台ということで、それぞれ個人で買った人もあると思いますが、ほとんどが集団だろうと思います。そういうことで、タマネギをつくる場合には非常に重労働ということもあるわけですね。非常にこれはいいことだろうと思いますし、また植える機械ですね、こういうのも導入されていると思います。そういうことで、タマネギは大体11月から12月に移植をするわけですが、昨年の11月から12月に定植したものはことしの4月から6月ぐらいに販売するわけですが、これが大体17年度産ということで売っている、去年植えたのはなるとは思います。今鹿島市全体でタマネギの栽培面積なり、あるいは販売高はどれくらいになっているのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

平石農林水産課長。

○農林水産課長（平石和弘君）

お答えをいたします。

平成18年産の見込みですけれども、作付面積が（「17年の実績を言いよる」と呼ぶ者あり）17年の実績ですね、17年産の実績は136ヘクタールとなっております。（「販売額」と呼ぶ者あり）販売額は、これは556,000千円という概算金額となっております。

以上です。

○議長（小池幸照君）

5番橋爪敏君。

○5番（橋爪 敏君）

556,000千円というのは、野菜ではイチゴに次いで多いんじゃないかなろうかと思っております。それで、特に今米も減反で非常に厳しい。それから、ことしは特にミカン関係も非常に暴落をして安いと。そういう中には、やはり野菜の振興を図ることが非常に私は大事じゃなろうか。それは米、果樹ももちろんですけども、野菜も特に必要じゃないかと、こういうふうを考えておまして、今後のですね、ことしのタマネギの作付計画あたりもあろうかと思いますが、今後野菜の振興ですね、これをどのように考えておられるのかをお伺いして終わりたいと思いますが、よろしくお願ひします。

○議長（小池幸照君）

平石農林水産課長。

○農林水産課長（平石和弘君）

野菜の振興についての考え方について申し上げます。

現在、米、麦を中心としたものに露地野菜、それからハウス園芸ということでの複合経営、これによる農家所得の確保ということが前提となっておりますので、野菜の振興につきましては今順調に、しかも重点的に力をJAとしても入れていただいていますタマネギを中心とした露地野菜、それからハウスにつきましても現在あるイチゴ、アスパラガス、そういったものの面積の作付拡大ということで振興を考えております。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

ほかにございせんか。藤田財政課長。

○財政課長（藤田洋一郎君）

先ほど私の答弁の中で、橋爪議員への答弁の中で生産振興総合対策事業の事業内容をミカンのハウスとか申し上げましたが、17年度の事業費につきましてはアスパラ選果機の導入が既存の事業費でございました。訂正させていただきます。申しわけございませんでした。

○議長（小池幸照君）

ほかに質疑ございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

20番松尾です。ただいま提案されております案件に対して、私は反対の討論をしたいと思っております。

実は11月28日に臨時議会が開かれまして、鹿島市職員給与条例の一部を改正する条例が審議をされ、可決をされております。私は本来であるならば、この条例が提案をされたときに予算も一緒に提案をされて審議すべきだったという考えを持っておりましたが、そのときは予算は伴っておりません。今回、これに関連する予算が81号から86号の議案の中で出されております。今、一般会計補正予算も補正の案が出されておりますが、いろんな問題もありますが、基本的なところでは、私は11月28日に審議された職員給与条例の一部を改正する条例について反対をしておりますので、当時の反対討論をそのままここで述べて、反対の討論にしたいと思います。

人事院勧告に基づいて一般職の給与を12月1日から0.3%引き下げる、金額では3,276千円の減というものです。期末勤勉手当は0.05カ月分の増、総額4,864千円の増ですが、官民格差相当分を解消するということで12月末の期末手当で調整するため、総額では338千円の減額となっております。

一つ一つ調べておきますと、結局、期末手当の0.05カ月分の増は、結果としては1,588千円の増になると思います。これに扶養手当の支給額で500円の減、それに関連して共済費などは91千円の減ということで、全体の影響額がマイナス822千円ということになっております。

一方、特別職や議員も0.05の増ですが、総額では554千円の増ということです。一般職の全体の影響額が822千円の減とはいえ、官民格差の是正という理由で人事院の勧告はマイナスの勧告が続いています。公務員の賃金が高ければいいという理由は成り立ちませんが、公務員労働者と民間労働者という、今特に対立抗争が意図的につくり出されていると思います。これはただ単に、労働者だけではありません。今日の政策の中では、家庭の主婦と働く婦人、いろんな形で対立抗争がつくり出されているわけですが、民間の労働者はリストラの連続で、正規雇用の労働者を減らし、非正規雇用、フリーター、パートなどで不安定雇用が広がってきています。公務員労働者を初め、サラリーマンへの増税路線も非常に強くなっております。給料本体が減らされているだけでなく、来年1月からは定率減税の半減、つまり2分の1に縮小するわけです。

私はこの問題を見たときに、鹿島市でどれくらいの影響があるかということで、先日税務課にお尋ねをしました。はっきりした数字はわからないということですが、来年1月からは定率減税の影響が鹿島市の勤労者で約60,000千円前後というようなことで、それだけの市民に対する負担増になるわけです。さらに、これは2007年1月からは全廃です。ということは、この分またさらに負担が上乘せされること。さらに、今サラリーマン増税の計画は着々と進められてきているわけです。給与所得の控除、配偶者控除、扶養控除などで各種削

減される、全廃される、縮小されるというようなことで、本当にとどまる場所を知らないというのが今日の状況だと思います。

消費経済が我が国の経済、GDPの60%と言われる中で、購買力の低下はますます消費を冷え込ませていく結果になりますし、不況を長引かせる大きな要因になると思います。今日の人事院勧告を0.3%、この0.3%減もその一因となると思います。また、サラリーマン増税を進めていく一環にもなるものだと思います。そういう関連あるものということを私は意見を申し上げまして、この案に対しては反対の態度をとりたいと思います。

という理由で条例案に反対をいたしましたので、今回反対をいたしました。これからはぜひ条例と予算の関連予算と一緒に提案をしてもらいたいということの意見を申し添えて、私の討論にしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

11番寺山富子君。

○11番（寺山富子君）

11番寺山富子でございます。私も、ただいま松尾議員が申されたことと同じ内容でございます。私は11月28日の臨時会の際の議案、鹿島市職員給与条例の一部を改正する条例につきまして反対をいたしました。その理由を申し述べたいと思います。

公務員の賃金は、民間準拠の枠組みのもとで決定されるシステムであり、厳しい社会、経済情勢や民間賃金の動向と実勢を反映したものであるということは十分理解をしているところであります。今回の人事院勧告は、労使とも苦渋の了承をさざるを得なかったのではないかと考えております。ですが、あわせて本年勧告されました減額調整措置については、12月の期末手当より4月にさかのぼり所要の調整措置をするという内容であります。4月にさかのぼり、既に支払われてきた賃金を返還させるという調整であります。このことは、勤務労働条件を使用者が一方的に不利益を遡及させてはならない不利益不遡及の原則に照らし、違法性の疑いが強いと考えるものであります。また、労働基準法におきましても、使用者が一方的に不利益を変更することを禁止しております。4月にさかのぼって適用し返納させれば不利益遡及になり、施行後に同じ計算をして期末手当で調整をすれば不利益不遡及に当たらないというふうなことは、私は考えておりません。労働者の権利を侵害する違法性の疑いが強いと考えているものであるということで、このような案には了解できないということで反対をいたしました。

今回の補正すべてにこの一般職員の給与改定が伴うという予算措置であります。このことでもって、今回この予算について反対をいたすものであります。今後、82号から86号につきましても同じ理由で反対をしたいと考えております。

以上で反対討論としたいと思います。

○議長（小池幸照君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。議案第81号 平成17年度鹿島市一般会計補正予算（第4号）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立多数であります。よって議案第81号は提案のとおり可決されました。

### 日程第3 議案第82号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第3. 議案第82号 平成17年度鹿島市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。藤家環境下水道課長。

○環境下水道課長（藤家敏昭君）

それでは、議案第82号 平成17年度鹿島市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について御説明を申し上げます。

議案書は14ページでございますが、別冊の予算書で御説明いたします。

今回の補正で歳入につきましては、消費税及び地方消費税還付金を増額し、国庫補助事業費の確定により国庫補助金及び下水道事業債を減額するものでございます。これに伴い、一般会計からの繰入金を減額いたしております。

歳出につきましては、人事院勧告及び人事異動に伴う人件費の減、維持管理委託料等の一部減額により公共下水道管理費を、それから国庫補助事業費の確定に伴い建設事業費、公債費をそれぞれ減額いたしております。

それでは、補正予算書の1ページをごらんください。

第1条、第1項（歳入歳出予算の補正）は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ25,230千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,304,829千円とするものでございます。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページから3ページの「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

第2条 地方債の変更は、4ページの「第2表 地方債補正」のとおりでございます。

5ページから6ページまでは省略させていただきます。

それでは、歳入から御説明をいたします。

7ページをごらんください。

3款1項1目．公共下水道費国庫補助金 7,561千円の減額は、国庫補助事業費の確定に伴う減でございます。

8ページをごらんください。

4款1項1目．一般会計繰入金につきましては、総務管理費は消費税還付金の増に伴う減で、維持管理費はポンプ場沈砂池等の一部委託料減でございます。それから、浄化センター費は給与改定及び人事異動に関する減、公債費は平準化債の減に伴う増、これらを増減調整いたしまして 9,616千円を減額補正いたしております。

9ページをごらんください。

6款2項1目．雑入 4,547千円は、消費税及び消費税還付金の確定による増でございます。

10ページをお願いします。

7款1項1目．公共下水道事業債12,600千円の減額は、説明欄のとおり建設事業費の減に伴う補助分の減額及び平準化債の減によるものでございます。

次に、歳出について御説明いたします。

11ページをお願いいたします。

1款1項1目．総務管理費の減は、給与改定等に伴う人件費でございます。

2目．維持管理費につきましては、ポンプ場等の先ほど説明しました委託料の減でございます。

3目．浄化センター費は、給与改定及び人事異動に伴う人件費 5,673千円の減でございます。

12ページをお願いいたします。

1款2項1目．建設事業費12,254千円の減額でございますが、国庫補助事業の確定に伴うもので、主なものとしたしましては13節．委託料は工事費等への組み替えによる分、それから15節．工事請負費の増は委託料からの組み替えでございます。22節．補償補填及び賠償金は、水道移設補償等の見込みの減によるものでございます。

14ページをお願いいたします。

2款1項1目．元金 572千円の増額は、借りかえに伴う長期債の元金でございます。

2目．利子 2,901千円の減でございますが、長期債利子及び借りかえに伴う利子の確定によるものでございます。

15ページから21ページに給与費明細書、それから22ページに地方債に関する調書を添付しておりますが、説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わりますが、御審議よろしくをお願いいたします。

○議長（小池幸照君）

質疑に入ります。20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

20番です。単純な質問をします。

ただいまの説明の中で、8ページで一般会計繰入金ということで9,616千円、これは結局一般会計に戻すということだと思いますが、先ほどの81号のところのどこに入っていくんでしょうかね、ちょっと私わかりませんので。

○議長（小池幸照君）

藤田財政課長。

○財政課長（藤田洋一郎君）

松尾議員の御質問は、公共下水道事業費の8ページの一般会計繰入金が9,616千円減額していると、これは先ほどの81号の一般会計予算書の中でどこに計上されているかという御質問かと思しますので、お答えをいたします。

一般会計の補正予算書の50ページに当たります。50ページの1目の都市計画総務費の28節・繰出金△の9,616千円ということで、一般会計からは歳出として繰出金として歳出の予算に計上いたしております。特別会計の方は、これは歳入として歳入予算に計上しておるわけでございます。ですから、公共下水道の方が歳入が9,600千円減りますと、自動的に一般会計の方の歳出も9,600千円減ると、そういうことになっております。

○議長（小池幸照君）

ほかにございませんか。21番中西裕司君。

○21番（中西裕司君）

現在、下水道工事については順調に計画どおり発注があっていると思いますが、その中で実績を見ますと、予算に比べて落札金額と申しますか、落札率と申しますか、予算よりか下回って落札されておるといふ例が今回かなりあったと思いますが、実際、まず第1点は見積もりと予定価格ですね、公表している予定価格と落札率、落札額の差がですよ、ちょっと差があり過ぎるといふふうに僕は思います。したがって、予定価格の方が通常の金額よりか過剰積算になってはいないかという気がしますが、その点、まずどうでしょうか。

○議長（小池幸照君）

藤家環境下水道課長。

○環境下水道課長（藤家敏昭君）

中西議員の御質問にお答えします。

予定価格と入札価格との差があり過ぎるといふような御質問でございますが、予定価格につきましては工事設計書積算価格が一応予定価格ということでございまして、入札価格については業者さんが競争されてその価格とする仕事と申しますか、工事ができるといふようなことで入札されていると思っております。

○議長（小池幸照君）

21番中西裕司君。

○21番（中西裕司君）

そういうことなのでしょうけれども、じゃあ実際、今実績として落札率が一番低いやつは何%で、現在下水工事に関して平均何%ぐらいで落札されておるのかをお聞きしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

藤家環境下水道課長。

○環境下水道課長（藤家敏昭君）

お答えします。

一番低いもので65%でございます。（「平均は」と呼ぶ者あり）平均は、今ちょっと手元に資料を持ち合わせておりません。

○議長（小池幸照君）

21番中西裕司君。

○21番（中西裕司君）

今、実績で65%ぐらいの落札率ということだと3割5分ぐらいですね、予定よりか低いということになります。大体下水道工事の予定価格を構成する場合、一般管理費と現場管理費ですね、直接工事費に対して一般管理費は何%ぐらいなのか、現場管理費を何%ぐらい見ておられるのか、もしおわかりになれば……。別にそれはいいと思うんですよね、大体何%ぐらい掛けているよということは言えると思いますが。

○議長（小池幸照君）

藤家環境下水道課長。

○環境下水道課長（藤家敏昭君）

一般管理費、現場管理費の諸経費率という御質問でございますが、これは直接工事費の額、また工事の種類等によって算出の方法が決められておりまして、一概に何%という数字はちょっとここでは申し上げられない。そういう形でございます。

○議長（小池幸照君）

21番中西裕司君。

○21番（中西裕司君）

では、その65%で入札された具体的な工事の一般管理費、現場管理費についてはわかりますでしょうか。

○議長（小池幸照君）

藤家環境下水道課長。

○環境下水道課長（藤家敏昭君）

その率につきましてはここに持ち合わせておりませんので、ここでちょっとお答えはできません。

○議長（小池幸照君）

21番中西裕司君。

○21番（中西裕司君）

持ち合わせがないからできないということなんですか、どちらですかね。公表してもいいということなんでしょうか、それとも今手元にないからはっきりしたことが言えないと、どちらのことですかね。

○議長（小池幸照君）

藤家環境下水道課長。

○環境下水道課長（藤家敏昭君）

今手元に持っておりませんので、数的に幾らというのはちょっと申し上げられません。

（発言する者あり）公表はしてよろしゅうございます。

○議長（小池幸照君）

21番中西裕司君。

○21番（中西裕司君）

何で私が現場経費と一般管理費の率がどれぐらいかということをお聞きするのは、例えば予定価格の65%で落札されると。一般管理費と現場管理費が例えば10%、20%として30%だとした場合、例えばの話ですけどした場合に、65%で落札された場合は、結局私が言いたいのは、直接工事費にさわらないでいい分ですよ、結局企業努力で入札されたのはいいんだけど、直接工事費の分野まで及ぶような落札率であると、いわゆる品質ですよ、問題はね、品質に差し支えることがあるのかないのかと。

余りにも低いということが——本当に市役所はもうけたと言う人も中にはおられますよ、落札率が低いから役所はもうけたよと。そのもうけたということの意味合いを、私は品質管理というもう一方の面から見て果たしてどうなのかということをお聞きしているんですよ。だから、現場経費、一般管理費の歩掛かりがどれぐらいの程度ですよ、直接工事に対してどれぐらいの率で見られるのかということが僕は気になるからそれを質問しているんです。結局、一般管理費、現場管理費というのは、いわゆる直接工事費にさわらないで、企業努力でできる分が何%かあるはずですよ。それはそれでいいだろうと、落札率が低いのは。ただ、品物をつくる直接工事費まで食い込むようなものとまずいで、今聞いているわけですよ。そういうことで、じゃあ品質管理について今後どのように注意をされていかれるのか、それをお聞きします。

○議長（小池幸照君）

藤家環境下水道課長。

○環境下水道課長（藤家敏昭君）

品質管理につきましては、当然その設計の内容に組み込まれております出来高、もちろん

品質も含めてですけど、当然それは品物として私どもに提出していただくと、つくっていただくということになります。ただ、議員おっしゃるように、落札率が低いから直接工事費に及ぶんじゃないかという御懸念でございますけれども、あくまでも価格は価格として業者さんがそれのできるという判断のもとに入札をされるわけですから、当然私どもが求めている品質は確実に守っていただくということでございます。

○議長（小池幸照君）

21番中西裕司君。

○21番（中西裕司君）

公共工事というものは、金額だけではないというふうに私も思っております。やはり品質については、ある一定のものをやっぱり確保するためには、それは実務上のものもあると思いますよ。ただ制度として、いや業者さんの努力ですよということであれば努力なんでしょう。ただ、管理する側としては、その点もよく注意していただいて、やはりしていただかないといかんのじゃないかと。それは制度としてはそうかもしれんけれども、余りに低い落札率の場合は特に注意をすとか、そういう配慮が役所の方の中にないとまずいんじゃないでしょうかということをお聞きしているんですが、その点、改めて品質管理についてどうでしょうか、お願いします。

○議長（小池幸照君）

出村助役。

○助役（出村素明君）

お答えをいたします。

落札率云々の話は別にいたしまして、御指摘のような懸念があるとするならば、そのことは別としても、当然施工管理の中で立ち会い等もしながら、十分精査をしていきたいというふうに思います。

○議長（小池幸照君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。議案第82号 平成17年度鹿島市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立多数であります。よって議案第82号は提案のとおり可決されました。

#### 日程第4 議案第83号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第4．議案第83号 平成17年度鹿島市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。井手保険健康課長。

○保険健康課長（井手譲二君）

議案第83号 平成17年度鹿島市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

別冊の補正予算（第2号）をごらんください。

今回の補正は、歳入では療養給付費負担金等の減、歳出では老人保健医療費拠出金の確定に伴う減、介護サービスの増加に伴う介護保険納付金の増により予算の補正をいたすものであります。

それでは、1ページをごらんください。

平成17年度鹿島市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ21,517千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3,144,866千円といたしております。補正の内容につきましては事項別明細書で御説明いたします。

7ページをごらんください。

まず、歳入ですが、3款 国庫支出金、1項 国庫負担金、1目 療養給付費等負担金、現年度分は10,314千円の減、過年度分は 5,271千円の減といたしております。これはコルセット、看護料及び柔道整復費の増、老人保健医療費拠出金の減、介護納付金の増、過年度療養給付費の減であります。

8ページをごらんください。

2項 国庫補助金、1目 財政調整交付金は、普通調整交付金 7,393千円を減額いたしております。

9ページですが、4款1項1目 療養給付費交付金、現年度分は退職被保険者の柔道整復費の増 1,193千円、過年度分は16年度決算に伴う療養給付費交付金 268千円であります。

10ページをごらんください。

次に歳出ですが、1款 総務費、1項 総務管理費、1目 一般管理費は、職員の給与改定、人事異動に伴う人件費の減であります。

11ページですが、2項1目 運営協議会費は、運営協議会開催の増に伴う報酬の増であり

ます。

12ページをごらんください。

2款. 保険給付費、1項. 療養諸費、3目の一般被保険者療養費、4目の退職被保険者等療養費は、コルセットや、はり・きゅう利用の増、柔道整復費の増、5目. 審査支払手数料はレセプト数の増によるものであります。

13ページ、3款1項. 老人保健拠出金は、本年度の医療費、事務費の拠出金が確定いたしましたので、合わせて45,597千円を減額し、補正後の額を664,156千円といたしております。

14ページをごらんください。

4款1項1目. 介護納付金は、概算執行見込み額が確定いたしましたので15,605千円を追加補正し、214,887千円といたしております。

15ページですが、9款. 諸支出金、1項. 償還金及び還付加算金、3目. 償還金は、平成16年度の最終決算によりまして6,166千円の返還が生じたことによる補正であります。

16ページをごらんください。

10款1項1目. 予備費は、歳入歳出の増減を調整し、補正後の額を13,989千円といたしております。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（小池幸照君）

質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。議案第83号 平成17年度鹿島市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立多数であります。よって議案第83号は提案のとおり可決されました。

#### 日程第5 議案第84号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第5. 議案第84号 平成17年度鹿島市老人保健特別会計補正予算（第2号）についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。井手保険健康課長。

**○保険健康課長（井手譲二君）**

議案第84号 平成17年度鹿島市老人保健特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

別冊の補正予算（第2号）をごらんください。

今回の補正は、職員給与条例の一部改正に伴い、職員の人件費が減額になることから予算の補正をいたすものであります。

1ページをごらんください。

今回の補正は、歳出のみの補正であり、歳入歳出予算の総額は変更ありません。

4ページをごらんください。

歳出ですが、1款．総務費、1項．総務管理費、1目．一般管理費は、給料、職員手当等、共済費合わせて764千円を減額いたしております。

5ページですが、4款1項1目．予備費は、先ほど申し上げました人件費の減額分を調整し、補正後の額を769千円といたしております。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願いいたします。

**○議長（小池幸照君）**

質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（小池幸照君）**

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（小池幸照君）**

討論を終わります。

採決します。議案第84号 平成17年度鹿島市老人保健特別会計補正予算（第2号）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（小池幸照君）**

起立多数であります。よって議案第84号は提案のとおり可決されました。

**日程第6 議案第85号**

**○議長（小池幸照君）**

次に、日程第6．議案第85号 平成17年度鹿島市給与管理特別会計補正予算（第1号）についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。北村総務課長。

○総務課長（北村和博君）

議案第85号 平成17年度鹿島市給与管理特別会計補正予算（第1号）について御説明をいたします。

別冊の補正予算書により御説明いたしますので、予算書の1ページをごらんください。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ9,301千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,031,169千円としたものでございます。

内容につきましては、4ページ以降の事項別明細書のとおりでございます。

以上で説明を終わりますけど、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（小池幸照君）

質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。議案第85号 平成17年度鹿島市給与管理特別会計補正予算（第1号）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立多数であります。よって議案第85号は提案のとおり可決されました。

日程第7 議案第86号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第7. 議案第86号 平成17年度鹿島市水道事業会計補正予算（第2号）についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。井手水道課長。

○水道課長（井手清治君）

議案第86号 平成17年度鹿島市水道事業会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

別冊の補正予算（第2号）で御説明いたします。

今回の補正は、水道企業職員給与改正及び4月1日の人事異動に伴い、収益的支出の第1款第1項. 営業費用のうち職員給与費5,466千円の減額と資産減耗費で西牟田配水池の解体、それに撤去費及び水源地の木造家屋の解体費等の固定資産除却費10,000千円を増額し、資本的支

出については事務費の手当等 217千円を増額いたすものであります。

1 ページをお願いいたします。

第2条 鹿島市水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、先ほど申し上げました職員給与費と資産減耗費を加減いたしますと、第1款の事業費、第1項、営業費用に 4,534千円を増額し、補正後の額を 524,165千円といたすものであります。明細については附属書類の16ページでございます。

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正いたすものであります。

2 ページをお願いいたします。

第1款、資本的支出、第1項、建設改良費は、事務費に手当等 217千円を増額し、補正後の額を 1,061,045千円といたすものであります。これについての明細については附属書類の17ページでございます。

次に、第4条（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）の職員給与費は、ただいま御説明いたしました収益的支出及び資本的支出の職員給与費 5,249千円を減額し、補正後の額を62,412千円といたすものであります。

3 ページ以降は附属書類でありますので、説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（小池幸照君）

質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。議案第86号 平成17年度鹿島市水道事業会計補正予算（第2号）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立多数であります。よって議案第86号は提案のとおり可決されました。

## 日程第8 議案第87号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第8、議案第87号 佐賀県市町村交通災害共済組合を組織する地方公共団体の

数の減少及び同組合規約の変更に係る協議についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。中村市民課長。

#### ○市民課長（中村和典君）

議案第87号 佐賀県市町村交通災害共済組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更に係る協議について御説明申し上げます。

別冊議案書の19及び20ページをお開きください。

本議案は、市町村合併に伴いまして、平成18年1月1日から同年3月20日までに本組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更を行う必要が生じたので、地方自治法第290条の規定により、組合を構成する議会の議決が必要なことから、この案を提出するものでございます。

それでは、組織団体の数の減少について申し上げます。

1番は、組織団体である七山村が平成18年1月1日に唐津市に編入され、本組合から脱退することによるものであります。

2番は、組織団体である塩田町及び嬉野町が平成18年1月1日に合併し、新たに嬉野市を設置し、合併後の嬉野市が本組合に加入することによるものであります。

3番は、武雄市と組織団体である山内町及び北方町が平成18年3月1日に合併し、新たに武雄市を設置し、合併後の武雄市が本組合に加入することによるものであります。

4番は、組織団体である三田川町及び東脊振村が平成18年3月1日に合併し、新たに吉野ヶ里町を設置し、合併後の吉野ヶ里町が本組合に加入することによるものであります。同じく、組織団体である有田町及び西有田町が平成18年3月1日に合併し、新たに有田町を設置し、合併後の有田町が本組合に加入することによるものであります。

5番は、組織団体である神埼町、千代田町及び脊振村が平成18年3月20日に合併し、新たに神埼市を設置し、合併後の神埼市が本組合に加入することによるものであります。

次に、組合規約の変更について申し上げます。

議案書の21ページ及び議案説明資料の4、5ページをお開きください。

最初に、新旧対照表の4ページの【第1条による規約改正】について申し上げます。

第4条の組合議員の選挙の方法について、「組合市の長の職にある者及び組合町村の長のうちから郡ごとに互選された者」を「組合市の長のうちから互選された者及び組合町村の長のうちから互選された者」に改めるものでございます。

同じく第6条は、議員の補欠選挙の規定から「（組合市の長の職にある議員を除く。）」を削除するものであります。

同じく第11条では、地方自治法の一部を改正する法律において監査委員制度の改正が行われたことから、監査委員の選任方法について「知識経験を有する者」を「識見を有する者」に改めるものであります。

次に、新旧対照表5ページの【第2条による規約改正】について申し上げます。

組合を構成する市が増加し町村が減少することから、議員定数を「13人」から「14人」に改め、市長から互選される議員を2人ふやし、町村長から互選される議員を1人減らすものであります。

最後に、新旧対照表5ページの【第3条による規約改正】について申し上げます。

構成団体の規定方法を別表方式に改めるものでございます。これによりまして、合併後の本組合を構成する組織団体の数は「4市23町村」から「7市13町」に変更となるものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（小池幸照君）

質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。議案第87号 佐賀縣市町村交通災害共済組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組規約の変更に係る協議については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立全員であります。よって議案第87号は提案のとおり可決されました。

#### 日程第9 議案第88号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第9. 議案第88号 佐賀県自治会館組合を組織する地方公共団体の数の減少に係る協議についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。北村企画課長。

○企画課長（北村建治君）

議案第88号 佐賀県自治会館組合を組織する地方公共団体の数の減少に係る協議について御説明をいたします。

先ほども詳しく説明がありましたとおり、平成18年1月1日付での七山村と唐津市の合併を初めとして、これから平成18年3月20日までに新しく六つの市町が誕生することになりま

す。これにより県下の市町村数が減少いたしますが、必然的に佐賀県自治会館組合を組織する地方公共団体の数も減少いたしますので、これを協議するため、地方自治法第 290条の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

以上で説明を終わりますが、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（小池幸照君）

質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。議案第88号 佐賀県自治会館組合を組織する地方公共団体の数の減少に係る協議については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立全員であります。よって議案第88号は提案のとおり可決されました。

#### 日程第10 議案第89号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第10. 議案第89号 佐賀県市町村消防団員公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の減少に係る協議についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。北村総務課長。

○総務課長（北村和博君）

議案第89号 佐賀県市町村消防団員公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の減少に係る協議について御説明いたします。

この議案につきましても、地方自治法第 290条の規定によりまして、一部事務組合を組織する地方公共団体の数が増減する場合は関係議会の議決を経なければならないということになっておりますので、御審議をお願いいたしますのでございます。

以上で終わります。

○議長（小池幸照君）

質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（小池幸照君）**

討論を終わります。

採決します。議案第89号 佐賀県市町村消防団員公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の減少に係る協議については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（小池幸照君）**

起立全員であります。よって議案第89号は提案のとおり可決されました。

以上で本日の日程を終了いたします。

明15日は休会とし、16日は産業建設委員会を、また、17日から20日までの4日間は休会とし、次の会議は12月21日午前10時から開き議案審議を行います。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午前11時38分 散会